

平成20年における 警備業の概況

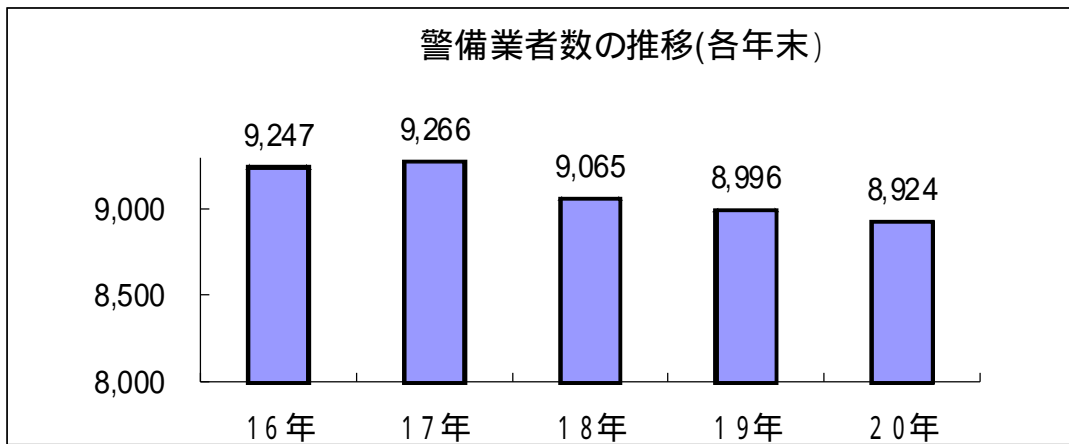
警察庁生活安全局生活安全企画課

1 警備業者等の状況

(1) 警備業者数

警備業者（４条）数は、平成２０年１２月末現在、８，９２４業者である。

前年より７２業者（０．８％）減少しているが、警備業法施行当時（昭和４７年１１月の７７５業者）と比べると、１１．５倍となっている。

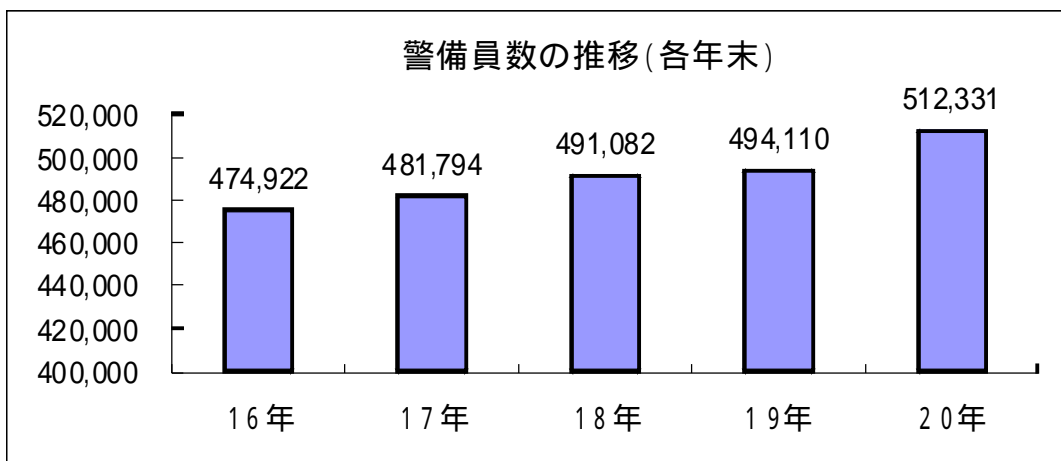


(2) 警備員の状況

ア 警備員数及びその雇用別の年別推移

警備員数は、平成２０年１２月末現在で、５１万２，３３１人で、前年より、１万８，２２１人（３．６％）増加しており、警備業法施行当時（４万１，１４６人）と比べると１２．５倍となっている。

警備員の雇用別状況では、常用警備員は４１万４，２３４人で、前年より１万６，１６２人（３．９％）増加し、臨時警備員は９万８，０９７人で、前年より２，０５９人（２．１％）増加している。警備員総数に占める臨時警備員の割合は、１９．１％であり、年々減少傾向にある。



雇用別警備員数の年別推移（各年末）

区分 \ 年次	16年	17年	18年	19年	20年
総指数	474,922 (100)	481,794 (101)	491,082 (103)	494,110 (104)	512,331 (108)
常用警備員 (指数)	372,773 (100)	380,143 (102)	391,834 (105)	398,072 (107)	414,234 (111)
臨時警備員 (指数)	102,149 (100)	101,651 (100)	99,248 (97)	96,038 (94)	98,097 (96)
臨時 総数 (%)	21.5	21.1	20.2	19.4	19.1

イ 警備員の男女別・雇用別状況

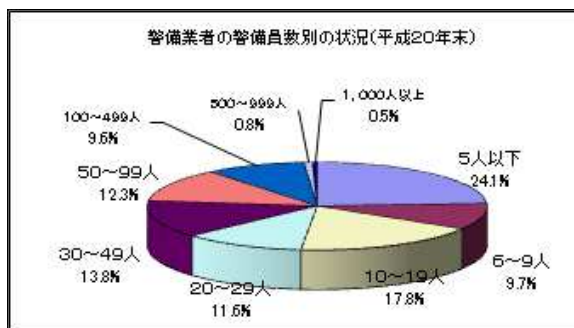
警備員のうち、女子の警備員は2万8,395人で、全警備員数の5.5%を占めている。
また、女子警備員の27.2%は臨時警備員である。

警備員の男女別・雇用別状況（平成20年末）

男女別 \ 区分	警備員総数	常用警備員	臨時警備員	臨時警備員の割合
警備員総数	512,331	414,234	98,097	19.1%
男子警備員	483,936	393,575	90,361	18.7%
女子警備員	28,395	20,659	7,736	27.2%
女子警備員の割合	5.5%	5.0%	7.9%	——

ウ 警備業者の警備員数別状況

警備業者の警備員数別状況は、警備員数100人未満の警備業者が7,958業者で、全体の89.2%を占めている。

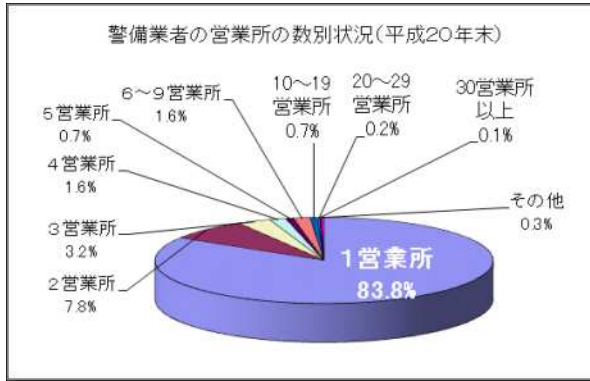


警備員数	警備業者数	構成比
5人以下	2,149	24.1%
6~9人	864	9.7%
10~19人	1,586	17.8%
20~29人	1,035	11.6%
30~49人	1,230	13.8%
50~99人	1,094	12.3%
100~499人	853	9.6%
500~999人	72	0.8%
1,000人以上	41	0.5%

(3) 警備業者の営業所の数別状況

平成20年12月末における全国の警備業者(8,924業者)が全国の都道府県に設けている営業所の総数は1万4,058営業所である。

警備業者の営業所数別状況では、主たる営業所のみ設けている警備業者は7,478業者で、全体の83.8%、営業所の数が5以下の警備業者は8,690業者で、全体の97.4%を占めている。



営業所数	警備業者数	構成比
1営業所	7,478	83.8%
2営業所	695	7.8%
3営業所	285	3.2%
4営業所	140	1.6%
5営業所	64	0.7%
6~9営業所	144	1.6%
10~19営業所	63	0.7%
20~29営業所	14	0.2%
30営業所以上	13	0.1%
その他	28	0.3%

注：営業所数の「その他」とは、廃業又は所在不明の業者である。

(4) 警備業者の他の都道府県における警備業務実施状況

平成20年12月末現在、警備業者が認定を受けた都道府県以外の都道府県において警備業務を実施している状況をみると、警備業法第9条前段の規定による届出をして他の都道府県に営業所を設けている警備業者(9条前段業者)は延べ2,416業者で、前年に比べ9業者減少し、同条後段の規定による届出をして他の都道府県において警備業務を実施している警備業者(9条後段業者)は延べ3,589業者で、前年に比べ185業者増加している。

警備業者の他の都道府県における警備業務実施状況(平成20年末)

種別	業者数	前年比
4条業者	8,924	-72
9条前段業者	2,416	-9
9条後段業者	3,589	+185

注：4条業者とは、認定を取得した都道府県の区域内に主たる営業所を設けている警備業者をいう。

(5) 警備業務の区分ごとの警備業者の状況

警備業務の区分ごとの警備業者の状況は、下表のとおりである。

警備業務の区分ごとの警備業者の状況（平成20年末）

警備業者数等		警 備 業 者 数	構 成 比
区 分	数		
総 数		8,924	—
1 号	施 設	5,448	61.0%
	巡 回	1,214	13.6%
	空 港 保 安	53	0.6%
	機 械	773	8.7%
	住宅を対象	533	6.0%
	住宅以外を対象	680	7.6%
	総 計	6,414	71.9%
2 号	交 通 誘 導	5,317	59.6%
	雑 踏	2,659	29.8%
	総 計	6,110	68.5%
3 号	貴重品運搬	464	5.2%
	現金輸送	410	4.6%
	現金輸送以外の貴重品運搬	229	2.6%
	核燃料物質等運搬	9	0.1%
	そ の 他	13	0.1%
総 計	599	6.7%	
4 号	緊急通報サービス	110	1.2%
	緊急通報サービス以外	368	4.2%
	総 計	450	5.0%

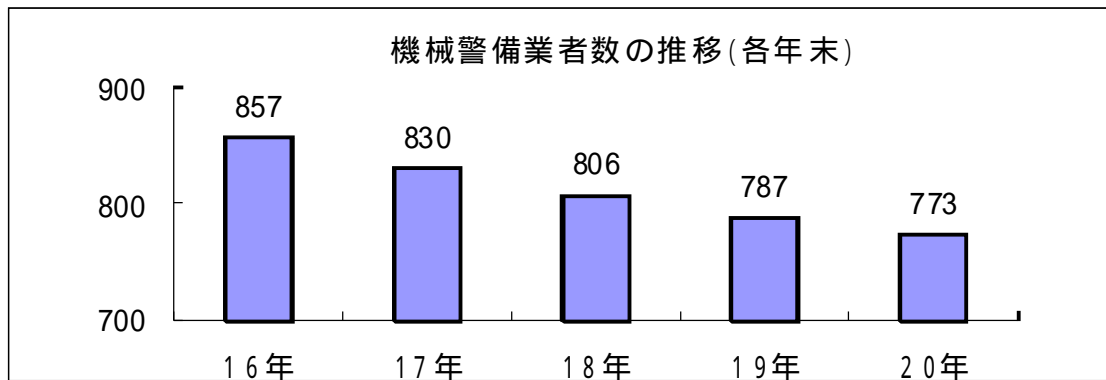
- 注1：警備業者が2以上の警備業務を実施している場合は、その警備業務ごとにそれぞれ1として計上している（「総数」及び各号の「総計」については複数計上していない。）。
- 2：表中の「巡回」警備業務とは、複数の警備業務対象施設を車両等で巡回するなど、警備業務対象施設に常駐せずに盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。
- 3：表中の「現金輸送」警備業務とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。
- 4：表中の3号警備業務の「その他」とは、一般の危険物などの運搬警備業務をいう。
- 5：表中の「緊急通報サービス」とは、隔地の人の身边に備えた機器を通じて、その身体に対する危害の発生を警戒し、防止する業務をいう。
- 6：「構成比」は、各種別の警備業務を行う警備業者の数の警備業者の総数に対する百分比である。
- 7：警備業者の認定を受けた都道府県における営業所だけでなく、他の都道府県を含む全国の営業所に係る警備業務の種別を計上している。

(6) 機械警備業の状況

ア 概要

機械警備業者数は平成20年12月末現在、773業者で、前年より14業者(1.8%)減少している。

機械警備業務の対象施設数は211万5,380箇所、前年より10万1,157箇所(4.8%)増加している。



機械警備業者の基地局・対象施設等の数(各年末)

区分 \ 年次	16年	17年	18年	19年	20年
基地局数 (指数)	1,139 (100)	1,119 (98)	1,070 (94)	1,037 (91)	1,017 (89)
待機所数 (指数)	9,265 (100)	9,628 (104)	9,924 (107)	9,915 (107)	10,055 (109)
専従警備員数 (指数)	32,952 (100)	35,219 (107)	32,448 (98)	34,891 (106)	33,392 (101)
うち基地局勤務員数 (指数)	4,650 (100)	5,088 (109)	5,125 (110)	5,235 (113)	6,048 (130)
専用巡回車数 (指数)	13,643 (100)	14,580 (107)	15,260 (112)	15,476 (113)	15,409 (113)
対象施設数 (指数)	1,427,375 (100)	1,770,328 (124)	1,875,775 (131)	2,014,223 (141)	2,115,380 (148)

イ 機械警備業者 1 業者当たりの状況

機械警備業者 1 業者当たりの状況は、下表のとおりである。

機械警備業者 1 業者当たりの状況（平成 20 年末）

区 分	総 数	1 業 者 当 たり
機 械 警 備 業 者 数	7 7 3	—
基 地 局 数	1 , 0 1 7	1 . 3
待 機 所 数	1 0 , 0 5 5	1 3 . 0
専 従 警 備 員 数	3 3 , 3 9 2	4 3 . 1
うち 基地局勤務員数	6 , 0 4 8	7 . 8
専 用 巡 回 車 数	1 5 , 4 0 9	1 9 . 9
機械警備業務対象施設数	2 , 1 1 5 , 3 8 0	2 , 7 3 6 . 6

ウ 機械警備業者の即応体制の整備状況

過去 5 年間における機械警備業者の即応体制の整備状況の推移は、下表のとおりである。

平成 20 年 1 2 月末の即応体制の整備状況を見ると、1 業者当たりの対象施設数は 2 , 7 3 7 施設で、前年より 1 7 8 施設（ 6 . 5 % ）増加、1 待機所当たりの対象施設数は 2 1 0 施設で、前年より 7 施設（ 3 . 3 % ）増加、専従警備員 1 人当たりの対象施設数は 6 3 施設で、前年より 5 施設（ 7 . 9 % ）増加、専用巡回車 1 台当たりの対象施設数は 1 3 7 施設で、前年より 7 施設（ 5 . 1 % ）増加であった。

機械警備業者の即応体制の整備状況の年別推移（各年末）

区 分 \ 年 次	1 6 年	1 7 年	1 8 年	1 9 年	2 0 年
1 業 者 当 たり の 対 象 施 設 数	1,666 (100)	2,133 (128)	2,327 (140)	2,559 (154)	2,737 (164)
1 待 機 所 当 たり の 対 象 施 設 数	154 (100)	184 (119)	189 (123)	203 (132)	210 (137)
専 従 警 備 員 1 人 当 たり の 対 象 施 設 数	43 (100)	50 (116)	58 (135)	58 (135)	63 (147)
専 用 巡 回 車 1 台 当 たり の 対 象 施 設 数	105 (100)	121 (115)	123 (117)	130 (124)	137 (131)

2 検定等の資格交付の状況

(1) 検定合格証明書の交付状況

警備員等の検定制度は、平成16年改正警備業法施行により、都道府県公安委員会が学科試験及び実技試験を行う方法と登録講習機関の行う講習会の課程を修了した者に対して学科試験及び実技試験を免除して行う方法とにより行われている。

改正後の検定合格証明書の交付状況は、1級検定が延べ1万1,846人、2級検定が延べ10万3,472人であり、1級検定取得者の全警備員に占める割合は、2.3%、2級検定取得者の全警備員に占める割合は、20.2%である。

検定合格証明書の交付状況（平成20年末）

種別 級別	空港	施設	雑踏	交通	核燃料物質等	貴重品	計
1級検定取得者(累計)	2,410	2,749	17	4,019	74	2,577	11,846
平成20年中	475	713	15	381	16	442	2,042
2級検定取得者(累計)	4,002	24,618	5,686	49,311	343	19,512	103,472
平成20年中	1,103	4,308	2,054	10,134	90	3,027	20,716

注：平成16年改正警備業法施行で新しく規定された検定合格証明書の交付は、平成18年から実施している。

(2) 警備員指導教育責任者資格者証等の交付状況

ア 警備員指導教育責任者資格者証の交付状況

警備業務の区分ごとの警備員指導教育責任者資格者証の交付状況は、下表のとおりである。

警備員指導教育責任者資格者証の交付状況（平成20年末）

区 分	1号	2号	3号	4号	計
交 付 累 計 数	35,837	25,778	10,031	7,714	79,360
平成20年中	8,761	6,377	3,330	2,553	21,021

イ 機械警備業務管理者資格者証の交付状況

機械警備業務管理者資格者証の交付状況は、下表のとおりである。

機械警備業務管理者資格者証の交付状況（平成20年末）

種 別	件 数
交 付 累 計 数	19,930
平成20年中	651

3 その他

(1) 警備業法等違反検挙件数の年別推移

最近5年間における警備業法等違反検挙件数の状況は、下表のとおりである。

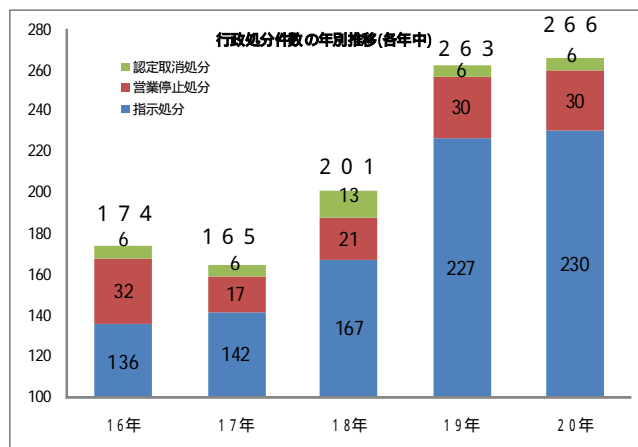
警備業法等違反検挙件数の年別推移（各年中）

区分 \ 年次	16年	17年	18年	19年	20年
警備業者	11	14	24	25	23
警備業者以外	5	9	6	4	9
合計	16	23	30	29	32

(2) 警備業者に対する行政処分の実施状況

最近5年間における警備業者に対する行政処分の実施状況は、右図のとおりである。

平成20年中における警備業者に対する行政処分の実施状況をみると、指示が230件、営業停止が30件、認定の取消しが6件の総数266件であり、前年より3件（1.1%）増加した。



(3) 警備業者及び警備員に対する表彰の状況

警備業者及び警備員の警察活動に対する協力に対し、平成20年中において警察署長等が表彰した件数は、下表のとおりである。

警備業者及び警備員の協力に対する表彰状況（平成20年中）

協力内容		区分	総数	警備業者	警備員	うち勤務中
総数			92	16	76	72
通報	刑法犯		14	1	13	13
	特別法犯		2	1	1	1
検挙現場での協力	刑法犯		24	1	23	23
	特別法犯		4		4	4
私人の現行犯逮捕	刑法犯		23	6	17	17
	特別法犯		4		4	4
その他			21	7	14	10

注：表中「その他」とは、犯罪の未然防止、保護、人命救助等によるもの。

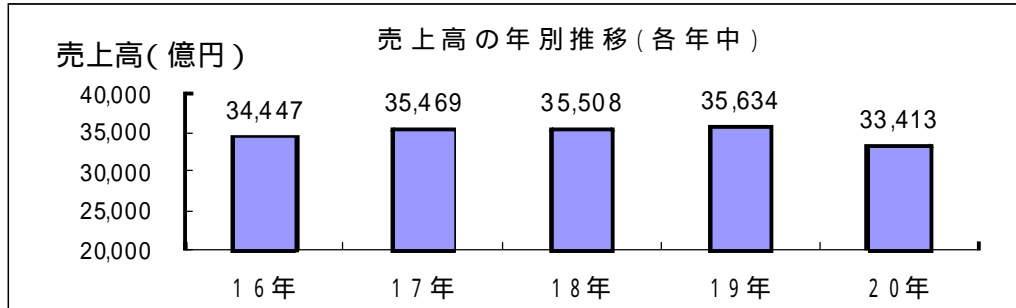
参考資料 ~ 社団法人全国警備業協会の調査による。調査対象 8,645 業者。

警備業者の売上高状況

(1) 売上高の総額

売上高の総額は、3兆3,413億2,512万円で、前年(3兆5,633億5,633万円)より、2,220億3,121万円(6.6%)減少した。

また、1業者当たりの売上高は3億8,650万円で、前年(4億3,541万円)より、4,891万円(12.7%)減少した。



区分 \ 年次	16年	17年	18年	19年	20年
1業者当たりの売上高(指数)	3億7,252 (100)	3億8,278 (103)	3億9,170 (105)	4億3,541 (117)	3億8,650 (104)

注：1業者当たりの売上高の単位は万円。

(2) 警備業者の売上高別状況

警備業者の売上高別状況は、売上高が1,000万円未満の警備業者は2,451業者で全体の28.4%、売上高が5,000万円未満の警備業者は4,411業者で全体の51.0%を占めており、警備業者の過半数が売上高5,000万円未満の業者である。

警備業者の売上高別状況

売上高別 \ 年次	平成20年			平成19年
	警備業者数	構成比	前年比	業者数
1,000万円未満	2,451	(28.4%)	117	2,334
1,000~3,000万円未満	1,134	(13.1%)	63	1,071
3,000~5,000万円未満	826	(9.6%)	51	775
5,000~1億円未満	1,334	(15.4%)	6	1,328
1億~20億円未満	2,654	(30.7%)	214	2,440
20億~50億円未満	167	(1.9%)	15	152
50億~100億円未満	43	(0.5%)	4	39
100億円以上	36	(0.4%)	-9	45

注：平成19年は、8,184業者、平成20年は8,645業者を対象に調査を行ったものである。